

議 長 局 長 補 佐 係



平成28年8月4日

鹿追議会議長 埴渕 賢治 様

ポピュリズムと議会との関係を研究する会  
代表 川 染 洋



平成28年度政務活動費に係る調査及び収支報告について

鹿追町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり平成28年度政務活動費調査及び収支報告を提出します。

記

- 1 政務活動費調査報告書 別紙 1
- 2 政務活動費収支報告書 別紙 2
- 3 会派出席者名  
川染 洋、山口 優子

別紙 1

平成 28 年度 政務活動費調査報告書

- 1 調査期日 平成 28 年 7 月 26 日 (一日間)
- 2 調査目的 議員・職員のための議員報酬集中講座に参加
- 3 調査項目 住民意識と地方議会議員報酬の関係について
- 4 調査場所 札幌市 北農健保会館
- 5 調査結果 都道府県議会議員、市議会議員、町村議会議員は地方自治法(普通地方自治体・特別地方自治体)によって運用されているが、講師である広瀬和彦氏によると都道府県議会議員の専門化は明確に認識されている傾向にあり、また市議会議員にあってはその傾向が進んでいるが町村議会議員にあってはまだその傾向にないとの見方である。  
今回の調査目的は、住民意識の中における議員報酬を考えることにあるので、なぜ町村議会議員の専門化が進まないのかを判然と認識したいと思ったができなかった。
- 6 所感及び提言(活用策・活性策)

[川染 洋]

町村議会議員は専門化が必要か

議員の勤務量は自治体を形成する人口の多い少ないによって変わるのか、それとも地方議会議員の性格、仕事量はどの自治体も変わることがないのか、またその地域の特殊性も加味され活動がなされることを考慮して決まるのか。

過去においては無給で名誉職で非常勤の特別職としての性格等が一般的な解釈であり、現時点でもそれが報酬と給料(歳費)の改善に関係があり町村議会に関する住民意識の理解に繋がらない大きな理由ではないかと考えている。

法的根拠の曖昧さはどうか

地方自治の始まりは、首長が議会を招集し首長が議長を務めたのを始まりとして、議会の存在意識に欠ける法的根拠が未だに明確ではない。

また、地方議会議員が行う議会活動には職務を行うためなのか否かが判然としないことも多いのである。

## 報酬の考え方は

報酬という言葉に位置づけした理由に、非常勤としての公務員には他に本業があることが通常と考えられることから、議会勤務の遂行に要する反対給付としたことがその根拠になっていると考えられるのである。

所謂、生業収入の欠損補填のための精神があるのではないか、要するに出来高払いの意味にとらえられるのではないか。

二元性の下における体制としては真に不備体裁としか言いようがない。

名誉職時代からの性格も受け継ぎ、労働の対価としての性格も持ちつつ、法律上も明らかに不安定な存在である地方議会議員の環境は早急に整備されるべきである。

地方分権の進む中、我々議員も真に地方分権の意味を理解することは勿論、地域活動の多様性に対応している活動は既に専門化されていると考えなければならない状況にある。

講師は「住民は議会議員の報酬を正確に知らないまま高いと言っているのではないか、また労働時間、日数など、また所謂議員としての交際費などを差し引いた金額を明確に住民に知らせることが必要であろう」と言うことは大いに参考になるものがある。

## 住民意識の涵養

いわゆる正しいポピュリズムを形成することが大事なのである。

今後、「報酬」として再考をする時、選挙で選ばれ重大な使命を課されているということの自覚と、そのことに基づく発言、行動が求められるし、議会は「議会に対しての住民イズム」を涵養していく努力が必要であると考ええる。

昭和44年に市議会議長会が基準を示したように、全国町村議会議長会においても住民意識を納得させることのできる適当な基準を示す努力をされることが求められる。

〔山口 優子〕

廣瀬和彦講師による、「議員報酬・議員定数集中講座 in 札幌」の「議員報酬について」の講座を受講した。鹿追町議会からは9名の議員が参加した。

講義では、議員報酬の意義と法律の改正経緯、府県性・市町村制から現在の地方自治法までの変遷、諸外国と日本の地方議会の権限の差異、議員報酬の現状、年齢構成、男女比率、競争率、アンケート調査結果、議員報酬に対する取り組み事例、議員報酬算定の7つの基準などを中心に学んだ。

議員報酬の「報酬」という意味にはもともと年棒といった性格の「歳費」と区別し、ボランティア的意味合いの強い名誉職、という扱いであったが、近年、地方議員に求められる権限、権能は諸外国と違い、重責を負っている。

市議会議員と町村議員を比べると、権限がほぼ同等であるにも関わらず、町村議員は兼業せざるを得ない報酬額なので、現状は年金を受給しながら議員活動をしている人が多い現状である。

報酬の額が上がるほど、選挙の競争率も上がる。(年収300万で競争率1.11、年収800万以上で競争率1.28) 議会は、「様々な意見を反映するための構成体」であるべきだと考えるので現役世代も挑戦できるような報酬はあってしかるべき。

議員は(役場の)一般職の職員に比べ、年金なし、退職金なし、任期の保証なし、と立場が違い過ぎるので、一般職より多いのが当たり前である。町長、副町長、教育長、課長、局長などの平均を出し、それより高いくらいか、首長の半額くらいが妥当では。また議会費を予算総額の1%と固定し、そこから求める方法もある。とのことである。

講師は授業の中で鹿追町の例も出し、「鹿追町議会の議員報酬は低すぎる」と指摘していた。活動内容を住民に理解してもらい、なり手不足による競争率低下が、ひいては住民の不利益にもつながっていくことを広報誌などをつうじてPRしていくことが重要であると考えます。

## 別紙2

## 平成28年度政務活動費収支報告書

## 1 収入

(単位：円)

科 目	収 入 額	備 考
政務活動費	58,426	町より助成
合 計	58,426	

## 2 支出

(単位：円)

科 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費	58,426	車 賃《明細別紙》 3,990円 鉄 道《 " 》 23,680円 研修参加料《 " 》 30,756円
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事 務 費		
合 計	58,426	

## 3 残 額

0 円

## 【別紙】

## ■ 車 賃

日付	区 間 他		備 考
7/26	鹿追役場⇒新得駅(行き)	=750円	川染(自家用車使用 55円×18k=990円だがバス代の方が安い)
7/26	自宅⇒鹿追役場(行き)	55円× 9km =495円	山口(自家用自動車)
7/26	鹿追役場⇒新得駅(行き)	=750円	山口(自家用車使用 55円×18k=990円だがバス代の方が安い)
7/26	新得駅⇒鹿追役場(帰り)	=750円	川染(自家用車使用 55円×18k=989円だがバス代の方が安い)
7/26	新得駅⇒鹿追役場(帰り)	=750円	山口(自家用車使用 55円×18k=990円だがバス代の方が安い)
7/26	鹿追役場⇒自宅	55円× 9km =495円	山口(自家用自動車)
計		3,990円	川染1,500円(別紙①) 山口2,490円(別紙②)

## ■ 鉄 道

日付	区 間		備 考
7/26	新得駅 ⇒ 札幌駅(行き)	5,920円× 2人 =11,840円	特急スーパーとかち2号
7/26	札幌駅 ⇒ 新得駅(帰り)	5,920円× 2人 =11,840円	特急スーパーおおぞら5号
計		23,680円	(別紙③)

## ■ 研修参加料等

日付	項 目		備 考
7/26	研修参加料	15,000円× 2人 =30,000円	(株)地方議会総合研究所
	振込み手数料	756円	帯広信金鹿追支店
計		30,756円	(別紙④)

合 計	58,426円	1人あたり29,213円
-----	---------	--------------

## 領収書

①

金1,500円

但し、  
平成28年7月26日 政務活動での交通費として

内訳

区 分		月日	金額	説 明
自宅⇒ 新得駅	自動車	7月26日	750円	自家用車を使用。金額は、750円 (18km×55円=900円だがバス代の方が安い)
新得駅⇒自 宅	自動車	7月26日	750円	自家用車を使用。金額は、750円 (18km×55円=900円だがバス代の方が安い)
計			1,500円	

上記金額について、正に受領しました。

平成28年 7月26日

川 染 洋



## 領収書

②

金2,490円

但し、  
平成28年7月26日 政務活動での交通費として

内訳

区 分		月日	金額	説 明
自宅⇒ 鹿追町役場	自動車	7月26日	495円	自家用車を使用。金額は、495円 (9km×55円)
鹿追町役場 ⇒新得駅	自動車	7月26日	750円	自家用車を使用。金額は、750円 (18km×55円=900円だがバス代の方が安い)
新得駅⇒ 鹿追町役場	自動車	7月26日	750円	自家用車を使用。金額は、750円 (18km×55円=900円だがバス代の方が安い)
鹿追町役場 ⇒自宅	自動車	7月26日	495円	自家用車を使用。金額は、495円 (9km×55円)
計			2,490円	

上記金額について、正に受領しました。

平成28年 7月26日

山 口 優



支払証明書

金23,680円

3

但し、  
平成28年7月26日 政務活動での交通費として

内訳

区	分	日付	運賃	2人分
新得駅 ⇒ 札幌駅	JR北海道	7/26	5,920円	11,840円
札幌駅 ⇒ 新得駅	JR北海道	7/26	5,920円	11,840円
計			11,840円	23,680円

上記金額について、正に支払いしたことを証明します。

平成28年 7月26日

ポピュリズムと議会との関係を研究する会  
代表 川 染



4

振込金受取書 (兼手数料受取書)  
 振込受付書

振込先振給与賞与  
通信種目

ご依頼日 (和暦) 年 月 日  
お振込日 (和暦) 28 6 24

金融機関名を左からご記入ください  
みずほ 信金 銀行 信組 労金 農協 他

支店名を左からご記入ください(本店、本所はそのままご記入ください)  
麦町 支店

預金種目  普通  当座  貯蓄  他  
口座番号 (左づめ) 1314699

金額 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円  
30000

振込手数料 (消費税含む) 756

お振込先  
お名前 株式会社 地方議会総合研究所 様へ  
おところ (電話) 03-6912-1930  
東京都目黒区平町1-9-15

お振込先  
お名前 鹿追町議会 様から  
おところ 北海道河野郡鹿追町東町1丁目5番地

課税 員外3万円以上 現金自店内本人 非課税 会 員  座振替 (異名義不可) 金額

- ご注意
- お振込先には、受取人名等をカナ文字で送信いたします。
  - 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延または入金できないことがあります。
  - お振込内容に訂正または組戻し依頼が生じた場合には手数料がかかりますのでご了承ください。
  - 通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によって振込が遅延することもありますのでご了承ください。

当金庫をご利用いただきありがとうございました。



(振込受付書の場合 印紙不要)

手数料扱  
別 後  
納 納

帯広信用金庫